

栃木県鹿沼市②

1. 事業内容

担当課等	産業振興課商工振興係 TEL : 0289-63-2182 FAX : 0289-63-2189
助成事業名	新製品・新技術開発等支援事業補助金

2. 助成事業の内容

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助の対象者は各法律に基づく組合または、次のすべてに該当する事業者です。 ① 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者 ② 市内に事業所等があり、そこで 1 年以上事業を営んでいる者 ③ 市税の滞納がない者 ④ 自社による新製品・新技術を開発する者
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助の対象となる事業は、次のいずれかに該当するものとします。 ① 新製品・新技術を開発するためのアドバイザー等を委託する技術指導事業 <ul style="list-style-type: none"> ●技術指導者に対する謝金に要する経費 ●技術指導者に対する旅費に要する経費 ●技術指導者に対する委託契約に要する経費 ② 新製品・新技術を開発するための試作事業又は技術研究事業 <ul style="list-style-type: none"> ●原材料及び副資材の購入に要する経費 ●機械装置又は工具器具の購入に要する経費 ●意匠の購入に要する費用（他の産業財産権については相談に応じる）
助成期間	・年度内
助成金額、補助率	<ul style="list-style-type: none"> ① 新製品・新技術を開発するためのアドバイザー等を委託する技術指導事業組合・任意グループの場合は経費の 3 分の 2 以内、単独事業所の場合は経費の 2 分の 1 以内で、1 回の事業で 10 万円を限度とし（1,000 円未満切捨て）同一年度で 3 回を限度 ② 新製品・新技術を開発するための試作事業又は技術研究事業補助対象経費の 2 分の 1 以内で、30 万円を限度とし（1,000 円未満切捨て）同一年度で 1 回を限度
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・随時
審査（選考）方法	・書類審査
申請に係わる必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助金等交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 登記事項証明書の写し ⑤ 市税完納証明書 ⑥ 技術指導者の所属・資格等を証明するものの写し（「技術指導事業」の場合） ⑦ 試作品の写真・仕様書等（「試作研究事業」の場合）
支払い方法等	・補助金等交付請求書にもとづく口座振込

4. 実績・資料等

採択件数、金額	非公開
応募件数	非公開
事業予算規模	非公開
パンフ等の有無	非公開

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	事業実施後 1 ヶ月以内に提出 ① 補助事業等実績報告書 ② 事業実績書 ③ 収支決算書提出 ④ 補助事業に要した経費の支出を証する写し
----------	--

6. 今後の計画・予定

計画・予定等	非公開
--------	-----